



# 山形県公報

平成16年4月1日(木)

号 外 (34)

## 目 次

### 企業局関係

#### 規 程

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程..... 1

## 企 業 局 関 係

山形県企業管理規程第6号

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県企業管理者 細 野 武 司

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程(昭和40年9月県企業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号の表を次のように改める。

配置対象事業場	選任対象職位	監督する設備
本局電気課	課長補佐	北部発電管理事務所、倉沢発電所、寿岡発電所、蘇岡発電所、大沢川発電所、肘折発電所、温海川発電所、鶴子発電所、寿岡連絡送電線、蘇岡連絡送電線、南部発電管理事務所、野川第一発電所、野川第二発電所、白川発電所、朝日川第一発電所、朝日川第二発電所、野川連絡送電線及び朝日川連絡送電線
南部発電管理事務所	課長補佐	新野川第一発電所(建設)及び横川発電所(建設)

第6条第2項第2号の表中「技師」を「主査」に、「5 朝日川第二発電所」を

「5 朝日川第二発電所

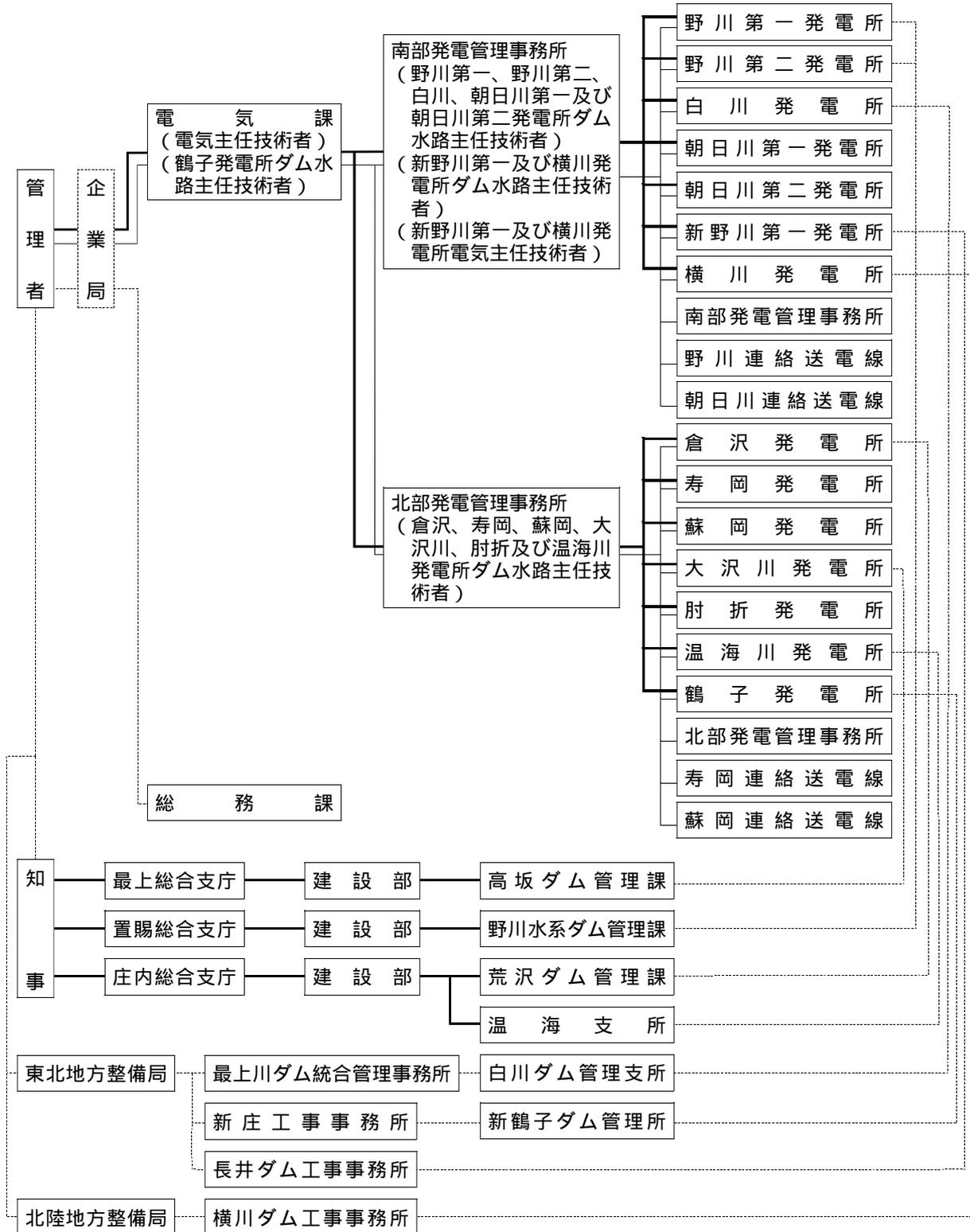
6 新野川第一発電所(建設) に改める。

7 横川発電所(建設) 」

別表第1を次のように改める。

別表第1

保安に関する組織



- 注 1 — は、保安業務（電気）の系統を示す。
- 注 2 — は、保安業務（ダム水路）の系統を示す。
- 注 3 ..... は、河川管理者との関連を示す。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。